

令和5年度 事業計画書

声・手・心

つないで人の輪 地域の和

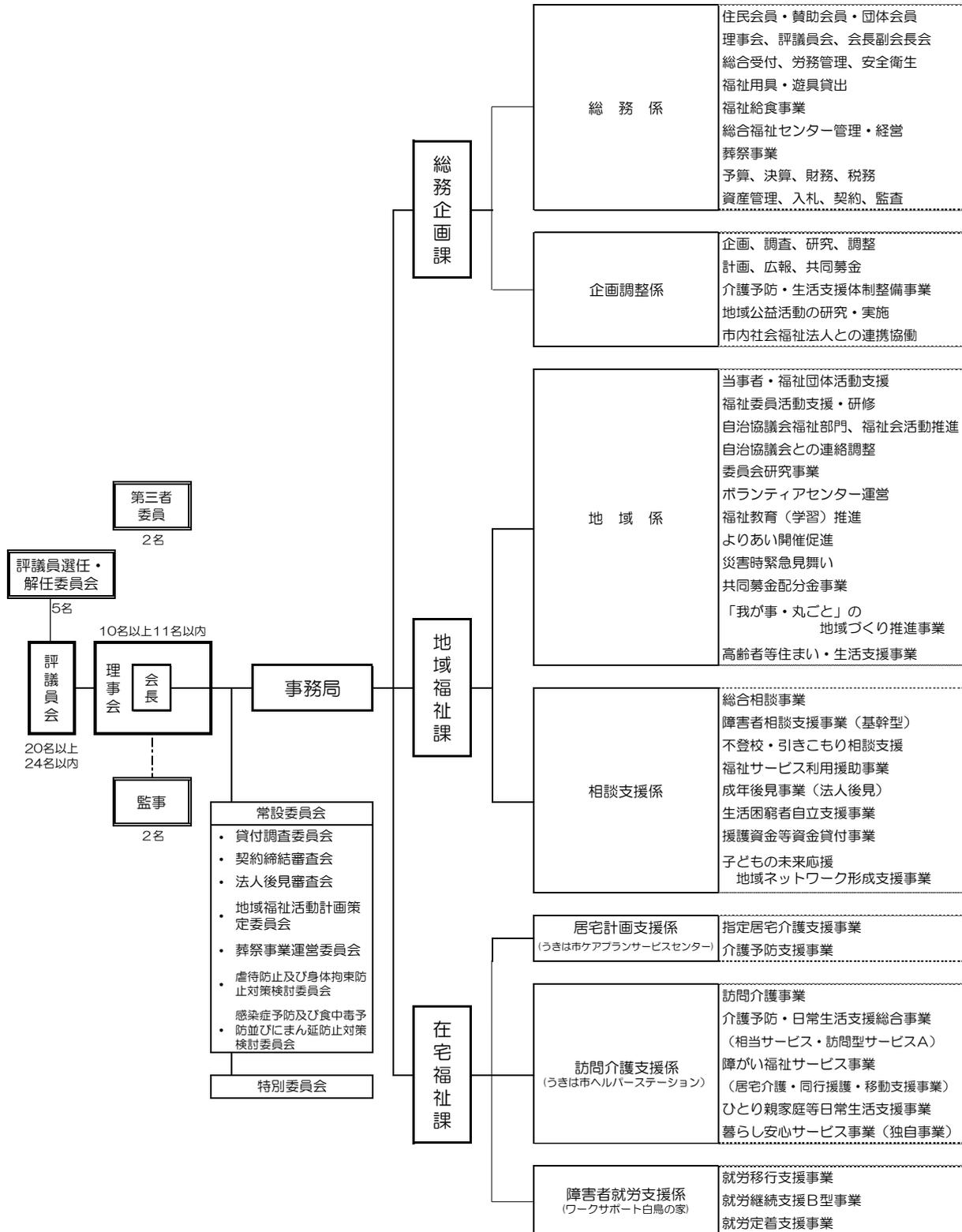
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

— 目 次 —

うきは市社会福祉協議会組織図	1
令和5年度事業計画	2
運営理念・基本目標・令和5年度活動方針	2
総務・企画部門	3
地域福祉部門	6
在宅福祉部門	12

うきは市社会福祉協議会組織図

令和5年4月1日



運 営 理 念

1. 住民の皆さまの色々な声をしっかり聴きとり一緒に考えます。
2. より多くの住民皆さまと力を合わせて福祉のまちづくりを実現します。
3. サービスの質を高め在宅福祉を充実します。
4. 行政等では対応できないことでも住民皆さまと共に取り組んでいきます。
5. 地域の皆さまに積極的に福祉の情報を提供します。

基本目標『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』

令和5年度活動方針

地域共生社会実現に向けた「福祉のまちづくり」

新型コロナウイルス感染症の脅威は、未だに私たちの生活に暗い影を落としています。しかしながら、私たちも正しい知識をもって感染防止に努め、新たな取り組みや小さな関わり合いを持つことにより、人と人との結びつき、絆を再びつなぐことを始めています。

さて、今年4月から、「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」がスタートします。この計画は令和9年度までの5年間の中期計画として、本会事業実施の核となるものです。この計画では、一層複雑化、複合化する福祉課題への対応について、一個人の課題ではなく世帯全体或いは地域全体の課題として捉え、これまでの児童や高齢者、障がい者などの分野別・階層別による「縦割り」の対応ではなく、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって解決を図っていくことが求められています。

あわせて、市の「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」や「介護予防・生活支援体制整備事業」についても引き続き受託し、それぞれの事業を結び合わせながら、アウトリーチや参加支援、地域での住民活動支援といったこれまで本会が行ってきた活動をより一層推進し、切れ目のない支援体制づくりに取り組み、当事者の思いに寄り添いながら、課題解決に向け支援を実施していきます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済状況の悪化により、経済的困窮に陥った世帯の支援策として取り組んだ「新型コロナウイルス特例貸付」については、令和4年9月末をもってその受付は終了しましたが、その償還が本年1月より開始されており、償還に対する相談や引き続き困窮状態から抜け出すことができない世帯からの相談も今後増えてくるとみられることから、福岡県社協からの委託事業である「生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援業務」に取り組んでいきます。

在宅福祉部門については、令和4年度「在宅福祉サービスあり方検討委員会」において検討を重ね、介護人材の確保が困難なことや訪問介護事業のサービス供給が不足していることから、訪問介護事業に重点を置くこととしました。

令和5年度の部門ごとの主な事業・活動内容は以下の通りです。
なお、説明文頭の◆新規事業、■重点事業を表しています。

— 総務・企画部門 —

■重点事項

- 社会福祉法及びその他関係法令に則り、情勢の変化に迅速且つ的確に対応し、事業運営の透明性と財務規律の強化に努め、市民のより一層の信頼を得ることに努めていきます。
- 市民と共に本会が進める地域福祉活動への理解をいただく努力を行い、浄財の確保と使途の見える化を図り、社協会員拡大を推進していきます。併せて、居住形態や家族形態の変化に伴う地域に対する考え方や世代間の格差、地域性を踏まえ、社協（地域福祉）活動へ参画できる方法等について検討していきます。（地域福祉課協働）
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、第1層協議の場への参画を行い、第2層協議の場および地域支え合い活動の支援を行うと共に、協議の場、関係機関及び関係者等と連携・協働することにより、地域包括ケアの更なる深化に向けた取り組みを推進していきます。（地域福祉課協働）
- 公益事業（葬祭事業）では、低額で丁寧な葬儀について市民への周知を図り、「縁ディングノート」の活用・終活セミナーの開催を行い、故人の想いやご遺族に寄り添う福祉葬儀を更に推進していくと共に、安定した経営が継続出来るよう事業を進めていきます。
- 赤い羽根共同募金運動の啓発及び活性化を図るため、市民や関係機関・団体の理解と共感を得た「募金運動」を目指すと共に、募金を身近に感じられるための研究・啓発を実施します。（地域福祉課協働）
- 働き方改革関係法令に則り、雇用・労務管理の改善と向上に取り組み、職員育成と職員体制の充実を図ると共に、感染症予防を含む衛生管理に努めていきます。

■事業

1. 法人運営事業

□住民主体による経営と実践

- ・理事会（年6回程度） 評議員会（年2～3回程度） 正副会長会（年8回程度）
- ・評議員選任・解任委員会（年1回程度）
- ・新任役員、評議員の研修の実施
- ・役員の県社協等主催研修会への参加
- ・市民と協働で行う地域福祉活動の推進

■法人の健全経営

- ・社会福祉法その他関係法令、内部諸規程に則った適切な経営
- ・顧問税理士の助言及び社会福祉協議会モデル経理規程に則った適切な財務・会計事務
- ・顧問社会保険労務士の助言及び「働き方改革」に則った適切な労務管理
- ・職員安全衛生推進委員会による感染症予防を含む働きやすい職場環境づくり
- ・監事による定期監査（年5回）
- ・第三者委員による苦情相談会開催（年6回、えびね荘、水月吉井との共催）

◆財政基盤の強化

- ・社協会員の拡大…社協事業と会費の使途を周知する機会を設け、会員加入促進を図る
…「社協の見える化」を推進するための研究・啓発を図る

- ・新たな寄付文化の醸成…インターネットを通じた寄付や用途指定寄付、遺贈など新たな寄付のあり方の検討

■職員育成と職員体制の充実

- ・研修計画に基づいた職員育成研修の実施
- ・全職員を対象とした人権研修の実施
- ・人材確保に向けた雇用管理の改善（向上）
- ・職員の福祉資格取得促進
- ・専門職員配置の充実

2. 各部門の総合調整、活動支援

- 課長会議（月1回）
- 管理職会議（月1回）
- 緊急・災害対策検討委員会
- 連携・協働推進委員会
- 部門間連携・協働の充実

3. 福祉給食事業

- 食の自立支援事業（市受託）
 - 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の方々に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進を図ります。また、配食時の安否確認の徹底と、関係機関との連携により、安心した在宅生活が継続できるよう支援します。
- あったか宅配サービス（制度補足サービス）
 - 市の「食の自立支援事業」を利用していたが中止となった方や、申し込みを行ったが該当しなかった方で、食の確保及び安否確認が必要と認められる方に、健康で自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。
- 配食ボランティアの活動周知及び確保

4. 管理・経営（指定管理）

- うきは市総合福祉センター
 - 施設の目的に従って利用促進を図ると共に、計画的な施設・環境整備に努めます。
 - また、感染症予防を含めた衛生管理を実施します。
 - ・避難訓練の実施（年2回）

5. 福祉用具、遊具の無料貸出事業（地域福祉部門との協働）

- よりあいや子ども会、地域行事等への遊具の無料貸出
- 在宅介護者等への福祉用具の無料貸出
- 老人クラブ奉仕部、ボランティアの協力による福祉用具の点検整備

6. 公益事業（葬祭事業）

- 誰しも訪れる死に対し、華美な飾り付けや出費をあおらず、故人の希望をくみ、遺族に寄り添う、荘厳で丁寧な葬儀を低額で提供していきます。また、広報や地域会合等を通して社協の葬祭事業（福祉葬儀）について、市民への周知を図ります。
- 自宅、寺院での葬儀の実施
- 斎場葬の実施…うきは斎場（本館ホール、本館和室、別館）
 - ・無料送迎バスの実施
 - ・無料朝食提供の実施
 - ・アンケート等に基づく計画的な施設・環境整備
- 葬祭事業運営委員会（年2回程度）
 - ・委員会の評価・提言をもとに、低額でより良い福祉葬儀を実施します。

■葬祭事業の周知

- ・地域の会合、視察等での事業の説明や、広報誌折込チラシ等による啓発を行い、一層の周知を図ります。

□感染予防を含めた衛生管理の実施

■福祉葬儀の充実

- ・「縁^{エン}ディングノート」の活用、終活セミナー開催による故人の思いやご遺族に寄り添う福祉葬儀への取り組みを実施します。

7. 調査・企画・広報事業

行政や関係機関より福祉に関する統計情報（データ）を収集し、うきは市の福祉の全体像を把握すると共に、福祉座談会や広報誌等を通して福祉課題を拾い上げます。

併せて、広報誌やホームページなど様々な媒体により、地域福祉の情報を発信し、啓発活動を行い、社協の見える化を推進します。

□「ふくしのかわら版」を活用した地域課題の聞き取り

□年次調査統計要覧の作成

□社協だより「ふくしのかわら版」の編集発行（年12回）

□ホームページの管理・運営

□SNSの管理・運営

□防災無線（行政放送）の活用

◆プッシュ型情報共有ツール活用の検討

- ※情報を必要とする方にスマートフォン等の通信媒体を活用し情報を配信・共有する手段（例：LINE、フェイスブック等）

8. 介護予防・生活支援体制整備事業（市受託事業）（地域福祉部門との協働）

うきは市、公益財団法人さわやか福祉財団との包括的な連携のもと、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、うきは市全体の話し合いの場である、第1層協議の場に参画し、関係者間の情報共有を図ると共に、ネットワーク構築に向けたコーディネートを行い、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。

また、第2層協議の場（生活圏域を範囲とする話し合いの場）の設置地区及び未設置地区においては、自治協議会等と連携し、地区における住民の地域福祉活動の推進を支援していきます。

■地域に不足するサービスの創出支援

■協議の場の設置推進

■第2層協議の場への支援及び第2層地域支え合い推進員への情報提供

■関係機関、地域の事業所、当事者団体との連絡調整

■市が開催する第1層協議の場への参画

■地域ケア会議への参加

9. 地域公益活動についての研究・実施（地域福祉部門・在宅福祉部門との協働）

地域福祉活動や在宅福祉事業など、様々な社協の取り組みの中から見えてくる新たなニーズや、既存の制度では解決できない課題を解決するため、地域における公益的な取り組みについて研究し、実施していきます。

□各課との連携による地域の課題解決に向けた方策（サービス）の研究・実施

□ふくおかライフレスキュー事業（生活困窮者等への緊急支援）の実施

- ※生活困窮者等を対象に県内の社会福祉法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、それぞれの専門性や資源を活かして支援を行う事業

10. 市内の社会福祉法人との連絡調整・協働

- 社会福祉法人連絡協議会（9法人）との連携による研修会等事業の実施
- 各法人の職員代表による社会貢献プロジェクト委員会にて具体的な地域公益活動の研究、実施

11. 福岡県共同募金会うきは市支会の事務（受託）

- 理事会（年3回程度）
- 市民の共同募金への信頼の確保及び募金使途の見える化
- 共同募金運動推進協議会（9月）
- 赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）
 - ・募金期間中の各種イベントへの出店や寄付つき商品の開発・頒布・赤い羽根自販機の設置を通じて募金活動の啓発及び活性化を図ります。
 - ・学校や民生委員、受配団体等協力のもと、街頭募金や事業所募金の推進に努めます。
 - ・市民が募金を身近に感じられるための研究・啓発に努めます。（地域福祉部門との協働）
- 歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）
- 赤い羽根だより（3月発行）
- 災害義援金の受付・取次ぎ

— 地 域 福 祉 部 門 —

■重点事項

- 重層的支援体制整備事業の移行準備事業において、市が担う多機関協働事業を軸にワンストップの相談対応や、伴走的なアウトリーチを通じた継続的支援・孤立する方に対し社会とのつながりを回復するための参加支援等を関係機関や関連事業と連携・連動し推進していきます。また今年度で移行準備事業が終了するため、市と協議・調整を行い本事業移行への準備を進めます。
- 基幹相談支援センターとして、障がい者の社会参加及び多様化する障がい者（児）のニーズに対応するため、市や関係機関と連携すると共に、他の相談支援事業所や専門部会等へ指導や助言等を行い、地域の相談支援体制の強化を図り、地域共生社会の一翼を担っていきます。
- 生活に不安や困窮問題等を抱えている方々に対し、相談支援を行うと共に関係機関と連携しアウトリーチを通じた継続的支援を行いながら、必要に応じてフードバンク等支援やふくおかライフレスキュー事業等を活用し、課題の早期解決が図れるよう支援します。また、その様な世帯の中学生を対象とした学習・生活支援事業で子ども達への直接的な支援も継続します。
- 不登校の児童や、社会から孤立しているひきこもりの方とその家族に対し、専門の相談窓口の開設、アウトリーチを軸とした伴走型支援、フリースペースの活用及び就労支援など、本人の思いに寄り添った支援を展開します。
- ひとり親や生活困窮世帯の中で、課題を抱えている子どもたち（小学生）を対象に、こころんを拠点として学習の機会の確保や正しい生活習慣の獲得を目的とした支援を実施し、卒業後も学習・生活支援事業へ繋ぎ将来の自立に向けた支援を継続します。また、関係機関や他事業と連携し世帯支援も実施します。

○高齢者や障がい者等の権利擁護や社会参加に関する支援需要に応え、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、成年後見制度の利用促進を行い地域においてその人らしい生活が送れるよう支援します。

■事業

1. 委員会研究事業

国が示す地域共生社会の実現に向け、属性や世代に関わらない様々な生活課題に対応するため、必要に応じて特別委員会を設置し専門的に研究協議を行います。

2. 連絡調整事業

当事者団体・福祉団体をはじめ行政や関係機関との連携を図り活動を推進します。

- 行政・社協事務担当者連絡調整会議
- 民生委員児童委員協議会代表委員会・定例会
- 両筑地区社会福祉協議会連絡会
- 筑後地区高齢者・障害者支援連絡協議会
- 県南地区社会福祉協議会連絡協議会
- うきは市在宅医療介護連携協議会
- うきは市地域障害者協議会・部会
- うきは市要保護児童対策地域協議会
- うきは市地域福祉計画審議会
- うきは市居住支援協議会
- うきは市献血推進協議会
- うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会
- うきは市不登校・ひきこもり対策相談支援事業サポート協議会
- 八女筑後久留米圏域委託相談支援事業所情報交換会
- 北筑後保健所管内精神障がい者地域支援会議
- その他福祉関係諸機関・諸団体との連絡調整会議

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮状態にある方（社会的孤立や経済的に不安定な方）の、社会的孤立解消や社会的自立に繋がるように、社協独自の事業やその他の関係機関、社会資源と連携しながら、生活困窮状態からの早期脱却を支援します。

- 自立相談支援事業：生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、相談者との信頼関係を築きながら、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、課題を解決するために本人が改善すべき点や必要なサービスを明確にすることを目的に、自立支援計画を策定し、関係機関と調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立に向けて支援します。
- 就労準備支援事業：就労し自立を目指す相談者に対し、生活リズムの改善や対人コミュニケーション訓練、居場所づくりなどの支援を行います。また、作業訓練（内職シェアステーション Coccoconne）、施設外就労体験、就職検索活動支援など就労に結びつくための取り組みを支援します。
- 家計改善支援事業：家計収支に関する課題の分析・評価を行い、家計表の作成など、家計に関するきめ細かい相談支援を実施します。
- 子どもの学習・生活支援事業：生活困窮状態の世帯や生活保護を受給している世帯、あるいはひとり親家庭で生活している世帯の中学生を対象として学習支援を行います。単なる学習の場としてではなく、子ども達の居場所作りや、コロナ禍で停滞している交流活動等も時期をみて再開し、子ども達目線での将来的な自立に向けたサポートを行います。

す。また、高校進学後も必要に応じ、相談対応等を行います。

企業・関係機関との連携・協力 市内フードバンク協力企業との連携

フードバンク福岡との連携 フードドライブの活用

ふくおかライフレスキュー事業との連携

■「我が事・丸ごとの」地域づくり推進事業等他事業との協働

※フードバンク：安全に食べられる食品を梱包の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことが出来ない食品を企業等から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動

※フードドライブ：各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体等に寄贈する活動

4. 福祉サービス利用援助事業（市受託事業）

判断能力が衰えても、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行うと共に、生活を側面から支援し本人の権利を守ります。

■福祉サービス利用援助サービス、金銭管理サービス、保管サービス（貸金庫サービス）

生活支援員の養成

契約締結審査会

5. 成年後見事業

認知症や知的障害などにより判断能力が不十分で身寄りがないなどの理由から、市長申立てにより成年後見制度を利用される方を主な対象として受任し、本人の財産管理や身上監護・介護サービスの契約等の支援及び権利擁護を行います。

成年後見人の受任

法人後見審査会

市民後見推進事業（市受託）：成年後見制度、市民後見人普及・啓発講座の開催

6. うきは市障害者相談支援センター

(1) 障害者相談支援事業（市受託事業）

障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように支援します。

■相談支援事業：基幹相談支援事業所として、障がい者（児）の様々な相談に応じ地域での生活を支援すると共に、地域の相談機関との連携を図ります。

■相談支援機能強化事業：専門的知識を持った相談員の配置を行い相談・支援体制の強化を図ります。

障害支援区分認定調査

点字・声の広報等発行事業：視覚障がい者用録音物、郵便物貸出。

(2) 指定相談支援事業

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設・病院・関係機関等との連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。

■指定特定相談支援事業（市指定）：障がい者の福祉サービス利用計画の作成

■指定障害児相談支援事業（市指定）：障がい児の福祉サービス利用計画の作成

指定一般相談支援事業（県指定）：障がい者の施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行する際の支援（地域移行支援）及び移行後の支援（地域定着支援）を行い、地域生活の安定を図ります。

(3) 障害者社会参加促進事業（市受託事業）

「ほっとスペースうきは」(うきは市総合福祉センター1階)の開館：月～金曜日
障がいを持った方の交流やつどいを目的としたスペースとして活用すると共に、相談支援を行います。

7. 不登校・引きこもり対策相談支援事業（市受託事業）

長期間学校に行けない児童や、社会との接点を無くしているひきこもりの方とその家族に対する、専門相談窓口として、相談対応すると共にアウトリーチやフリースペースの活用により、より深く本人の想いに寄り添った支援を行います。

■相談支援：本人、家族等の相談に応じ適切な助言を行うと共に、適切な関係機関へ繋がります。

情報交換会：関係機関等との情報交換を行い、対象者の支援の状況把握に努めると共に、適切な支援方法についての検討を行います。

相談室兼交流スペースの開館：月～金曜日

■家族会の支援（みつばちの会開催）

啓発活動：セミナーの開催、社協だよりへの掲載

子どもの学習・生活支援との連携

8. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市受託事業）

ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭の子ども及び、貧困により課題（孤食等）を抱えている子ども（小学生）に対し、うきは市子ども若者未来応援センター「こころん」を拠点として、学習の機会の確保や学習習慣、生活習慣の獲得を支援すると共に、支援が必要な子ども及びその親に対して、将来の自立に向けた支援を行います。また、子ども達のアドボカシー（権利擁護）やアドボケイト（代弁者）の役割を担います。

■実務者会議の開催（随時） 学習・食事・居場所の包括的支援拠点の設置

■学校・関係機関との連携 フードバンク福岡との連携

市内フードバンク協力企業との連携 フードドライブの活用

9. ふれあいのまちづくり推進事業（市補助事業）

社会福祉協議会として、先導的な取り組みを継続すると共に、地域住民の参加と行政や関係機関との連携し地域に即した創意工夫により、具体的な課題に対応し住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、支え合う地域づくりを推進します。

(1) 総合相談・援助

心配ごと相談（月4回）

弁護士無料法律相談（年12回）

司法書士無料法律相談（年12回）

◆障害年金無料相談（年6回）

第三者委員苦情相談（年6回）

相談員研修会

(2) 地域生活支援事業

把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施します。

ア、生活支援ネットワーク等の形成

地区自治協議会（福祉部門）と連携し、地区の地域福祉推進活動を支援します。

- 地区自治協議会（福祉部門）連絡会
- 福祉委員活動推進
- 福祉委員研修会（自治協議会福祉部門）
- 福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- よりあい活動支援（職員・コーディネーター派遣等）
- 一人暮らし高齢者等見守り支援・活動推進

イ、コロナ禍における新たな絆をつむぐ活動

- 「感染症拡大防止における地域福祉活動の留意点」配布
- 感染対策を徹底したよりあい活動の推進
- 感染症拡大防止の留意点を遵守した訪問活動等の徹底

(3) 住民参加による地域福祉事業

ア、地域の実状に応じ、住民参加による地域福祉活動を実施する

- 地域福祉活動普及啓発（当事者、関係者、住民啓発）
- 家族会支援

イ、在宅高齢者・障がい者に対する福祉サービス

- 福祉用具無料貸出
- 障がい者福祉情報の提供（障がい者地域資源ガイド）

ウ、ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の啓発・育成
- ボランティア講座の開催
- よりあいコーディネーター派遣・育成
- ボランティアセンター運営
- ボランティアコーディネーター配置（相談受付、活動の需給調整等）
- ふくおかきずなフェスティバルへの参加（研修会）
- 災害時等ボランティア活動の育成及び防災意識の醸成

エ、災害緊急支援活動

- 災害ボランティアセンター整備
- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 災害ボランティア養成訓練
- 災害ボランティアセンターマニュアルの随時見直し
- 災害ボランティア団体「螢火うきは」との連携

10. 共同募金配分金事業

住民の皆様から寄せられた共同募金の配分金をもとに、様々な福祉活動を支援します。

(1) 福祉教育に関する支援

- 福祉体験学習の実施
- 福祉教育読本「ともに生きる」配布
- 福祉教育推進指定校事業（全小中高等学校）
- 福祉教育推進指定校連絡会

(2) 高齢者への支援

- 高齢者安心カード作成・配布
- 金婚祝福の会
- 老人クラブ連合会への支援・助成
- 地区一人金婚式開催への助成

- あったか宅配サービス
- 在宅介護者の会への支援・助成
- (3) 児童青少年・子育てに関する支援
 - 母子寡婦福祉会への支援・助成
 - 子育て支援団体・育児サークルへの支援・助成
 - ひとり親家庭新入学お祝品贈呈
 - 保護司会青少年弁論大会への支援・助成
 - 市内小・中学校制服リサイクル事業への支援・助成
 - 「車に子どもが乗ってます」ステッカー配布
 - 新入学児童黄色い傘配布
- (4) 障がい者・家族への支援
 - 障がい者団体への支援・助成
- (5) 住民全般に関する事業
 - ボランティア活動団体への支援・助成
 - 地域生活支援活動への助成
 - 災害時ボランティア団体「螢火うきは」への支援・助成
 - 社協だより「ふくしのかわら版」の発行（総務企画課協働）
 - 地域憩いの広場新設・修理助成
 - 低所得者への支援（食料品等の支給）
 - 火災等災害被災者へのお見舞い
- (6) 歳末たすけあい配分事業に関すること
 - 年末見舞金・支援品の配布
 - 年末年始地域援助活動助成

11. 資金貸付事業

低所得世帯及び経済的困窮者等に対して、資金の貸付や適切な助言指導を行うことによって、困窮状態の緩和や世帯等の自立を支援します。

- 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）
- 育英奨学資金貸与事業（受付休止）
- 援護資金貸付事業
- 貸付調査委員会
- ◆生活困窮状態が続いている借受人世帯への相談支援業務（県社協受託）

12. 移送サービス支援事業（市補助事業）

障がい等により公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買物等への移動支援を実施し、身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に活動している会員制互助組織「ハンディ移送サービスうきは」に対して、福祉車両の貸与や需給調整などの活動支援や助成を行います。

- 無償運送サービス活動「ハンディ移送サービスうきは」への活動支援・助成

13. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（市受託事業）

（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）

地域共生社会の実現に向けた取り組みとして行う、重層的支援体制整備事業への準備段階の移行準備事業において、属性を問わない相談支援やアウトリーチを通じた継続的支援事業及び社会とのつながりを回復するための参加支援事業を推進します。また今年度で移行準備事業が終了するため、市と協議・調整を行い完全移行への準備を進めます。

- 福祉小座談会の開催
- 福祉社会活動運営助成
- 福祉会の設置・活動推進（自主防災組織との連携）
- 福祉会研修会の開催
- 民生委員児童委員と福祉委員による懇談会の開催

- 地区及び行政区福祉活動への支援
- 生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等他事業との協働
- 「生活・福祉丸ごと相談」による相談支援の強化
- アウトリーチ等を通じた継続的支援・参加支援の推進
- 各相談支援機関等との連携強化

14. 低所得高齢者等住まい・生活支援事業（市受託事業）

うきは市が行う地域支援事業の一環として、地域包括ケアシステムの基盤となる「住まい」や生活支援に関する相談受付を行い、社協各部署間及び関係機関との連携により、うきは市でいつまでも安心して暮らせる体制づくりを目指します。また、相談拠点であるつどいの場「かわはらさんち」を、高齢者を含め地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として運営します。

- 高齢者等の住まいや生活支援に係る相談窓口の開設（相談員の配置）
- 相談拠点のつどいの場「かわはらさんち」の運営
- うきは市居住支援協議会への参加

15. たすけあい献血推進事業への協力

うきは市が行う地域住民による、愛のたすけあい献血運動推進への協力を行います。

- 献血推進協議会への参加
- 献血運動推進啓発活動（広報、PR 資材の掲示）

16. 地域福祉活動推進事業

地区自治協議会（福祉部門）及び福祉会による小地域福祉活動の推進を図ります。

- 地区自治協議会（福祉部門）、福祉活動の支援・助成

— 在宅福祉部門 —

■重点事項

- 在宅福祉サービス部門では、職員の確保が厳しい状況下にあるため、社協全体で職員配置体制を見直し、できる限り利用者ニーズに答えられるサービス提供体制を確保し、良質なサービス提供に努めます。
- 介護保険事業及び総合事業では、制度や個々のニーズに沿って適正なサービスの提供を行い、利用者が安心して安全な生活が送れるようサポートすると共に、事業の継続ができるよう、サービス内容の見直しや利用者の確保に努めます。
- 居宅介護支援では、利用者本人や家族の意思を尊重し、その方に合った介護サービスに繋がるよう計画を作成すると共に、各事業所や地域包括支援センター等と連携し適正なケアマネジメントを行います。また必要な場合は、関係機関と十分協議を行います。
- 介護保険事業、社協独自事業（制度を補足するサービス）等の在宅福祉サービスを実施し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていきます。
- ワークサポート白鳥の家では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実及び、就職後の「定着支援」を強化し、将来的に自立した生活が継続して送られるように、適正なサービスを提供します。
- すべての在宅福祉サービスにおいて、感染症対策を徹底します。

■事業

1. 居宅計画支援事業（うきは市ケアプランサービスセンター）

利用者・家族の意向を踏まえ、自立支援を目指すサービス計画を作成します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業（浮羽包括支援センター受託）

2. 訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）

サービス計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の自立につながるサービスを提供します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定訪問介護
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防訪問介護相当サービス
 - 訪問型サービスA
- (3) 障がい福祉サービス事業
 - 居宅介護
 - 同行援護（視覚障がい者へのガイドヘルプ）
 - 移動支援事業（市受託）
- (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託）

3. 障害者就労支援事業（ワークサポート 白鳥の家）

■就労移行支援事業

- ・一般就労に向けて訓練や職場実習を行うと共に職場実習先やトライアル雇用先の開拓を行います。
- ・就職して間もない利用者（就職後6か月以内の方）の不安の解消、職場定着を図るため、就職先を訪問し、利用者及び事業主（雇用主）の相談に応じるなど継続した支援を行います。
- ・作業棟を有効活用した訓練の充実に努め、利用者のスキルアップを目指します。

【訓練内容】

- * 就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練（面接訓練、作業持続訓練等）
- * 生産活動（名刺印刷、業者下請け作業）
- * 求職活動支援（職場実習、ハローワークへの登録支援）
- * 職場定着支援（就職した利用者の訪問支援）
- * 休日の過ごし方・買物・公共交通機関利用などの訓練を行い、生活面及び社会性の向上支援を行います。

■就労継続支援B型事業

- ・働く機会や社会参加等の機会を提供すると共に、訓練・相談を通じて日常生活の支援を行います。
- ・利用者の工賃の増額と安定的な支給が出来るよう、生産活動の拡充と新規生産活動及び販路の開拓を行います。
- ・作業棟を有効活用した生産活動の充実に図り、地域の皆さまに更に白鳥の家が認知していただけるように努めます。
- ・送迎サービスにより、広域な利用者確保に努めます。

【生産活動内容】

- * アルミ回収作業（ボランティアの協力を得て行います。）
- * 企業からの下請け作業

- *自主製品の製作販売・・・牛乳パック再生椅子、小物作り
- *スワンショップ・・・・・・・・日用雑貨品の販売
- *パンの家スワンベーカリー・・・パンの製造販売、ドライフルーツ・ドライ野菜の製造販売、喫茶ルーム（集いの場）の運営
- *喫茶『あひるの子』（うきは市民センター2階）・・・コーヒー、パン等の販売

■就労定着支援事業

- ・利用者（就職後6か月以降3年未満の方）の職場定着を図るため、定期的に職場を訪問し、対面等による相談に応じるほか、事業主（雇用主）との情報交換や状況把握等により必要な支援を行います。また、支援内容を記載した報告書（支援レポート）を活用し、本人、その他必要な関係者で情報を共有しながら、効果的な支援につなげていきます。
- ・利用者の生活面及び社会性向上のための支援を行います。
- ・移行棟を有効活用し、就労定着支援事業利用者の来訪時面談等を行い、職場定着を図るための支援を充実します。

【支援内容】

- *職場への訪問支援等（利用者への相談支援等）
- *雇用する事業主への訪問支援（状況の把握、相談支援等）

4. 制度補足サービス事業

介護保険制度など法定事業の範囲では対応できないサービスについて、利用者や家族、介護支援専門員等の要望に応じ、社協独自のサービス提供を行います。

□暮らし安心サービス（うきは市ヘルパーステーション）

日常生活援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物等）、身体介護サービス（通院介助、排泄介助、食事介助等）を提供し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。

5. 連携・協働事業

□うきはブロック介護サービス事業連絡会に加入し、サービス事業者間の情報交換、研修会等に参加し、事業者間の連携と職員の資質向上に努めると共に、連絡会の事務局として、連絡調整等の役割を担っていきます。

■慢性的な介護人材不足について、関係する事業所や行政、関係機関と連携し、安定的な在宅福祉サービス供給体制が継続できるよう対策を検討します。

6. 通所介護事業廃止に伴う事後処理

昨年度末をもって事業を廃止した通所介護事業（第一号通所介護）については、廃止に伴う事務処理及び、建物の移譲が完了するまでの間の維持管理を行います。